

訪問看護料金表（介護保険）

1. 利用者の自己負担金

(1) 要介護

① 1 回毎の訪問看護利用料 令和8年 6月1日 改定

訪問時間		単位数	費用	利用者負担		
				1割負担	2割負担	3割負担
保健師 看護師	20分未満	314 + 6単位	3,558円	356円	712円	1,068円
	30分未満	471 + 6単位	5,304円	531円	1,061円	1,592円
	30分～60分 未満	823 + 6単位	9,218円	922円	1,844円	2,766円
	60分～90分 未満	1,128 + 6単位	12,576円	1,261円	2,522円	3,783円
理学療法士	1回	294 + 6単位	3,336円	334円	668円	1,001円
	1回20分 2回	588 + 12単位	6,672円	668円	1,335円	2,002円
	3回	793 + 18単位	9,018円	902円	1,804円	2,706円

※「サービス提供体制強化加算」の「6単位」が、毎回の利用料にかかります。

※利用者自己負担は、月毎の会計になりますので、若干金額が変わります。

※20分未満訪問は、週に1回以上20分以上のサービスを実施している場合に限りです。

※理学療法士のサービスが1日3回目以上になる場合は1回の単位数が90/100になります。

②その他の加算等

1月毎	単位数	費用	1割負担	2割負担	3割負担
看護体制強化加算（Ⅰ）	550単位	6,116円	612円	1,223円	1,835円
看護体制強化加算（Ⅱ）	200単位	2,224円	222円	445円	667円
（上記のいずれか一方）					
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600単位	6,672円	668円	1,335円	2,002円
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	574単位	6,382円	639円	1,277円	1,915円
特別管理加算（Ⅰ）	500単位	5,560円	556円	1,112円	1,668円
特別管理加算（Ⅱ）	250単位	2,780円	278円	556円	834円
専門管理加算イ	250単位	2,780円	278円	556円	834円
専門管理加算ロ	250単位	2,780円	278円	556円	834円

※緊急時訪問看護加算をとっている方は、1月以内の緊急訪問で2回目以降は緊急訪問に応じて早朝・夜間・深夜の料金をいただきます。

※緊急時訪問看護加算をとっていない方に、ケアプランに入っている定期訪問以外の訪問をした場合、別途料金が発生します。

1月毎	加算率	加算内容
介護職員等処遇改善加算	1.8%	介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に加算率を乗じる

※処遇改善加算は、介護分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保を図る必要があるとの認識のもと、物価や賃金上昇等を適切に反映するための加算になります。

病状により加算される料金	単位	費用	1割負担	2割負担	3割負担
早朝訪問 6～8時	利用料の 2 5 パーセント				
夜間訪問 18～22時	利用料の 2 5 パーセント				
深夜訪問 22～6時	利用料の 5 0 パーセント				
複数名訪問看護加算 30分未満 30分以上	254単位	2,824円	283円	565円	848円
	402単位	4,470円	447円	894円	1,341円
長時間訪問看護加算	300単位	3,336円	334円	668円	1,001円

※特別管理加算のある方で1 2 0 分を超えた訪問と、特別管理加算のない方で9 0 分を超えた訪問の場合は3 0 分毎5,5 0 0 円がかかります。

ターミナルケアを行った場合	単位	費用	1割負担	2割負担	3割負担
ターミナルケア加算	2,500単位	27,800円	2,780円	5,560円	8,340円

※死亡確認後に訪問した場合は、保険外料金の適用になります。

※死後の処置料（2 0,0 0 0 円）

新規利用時・退院時	単位	費用	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算（Ⅰ）	350単位	3,892円	390円	779円	1,168円
初回加算（Ⅱ）	300単位	3,336円	334円	668円	1,001円
退院時共同指導加算	600単位	6,672円	668円	1,335円	2,002円

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携による場合（月毎）					
	単位	費用	1割負担	2割負担	3割負担
定期巡回・随時対応サービス 連携型訪問看護	2,961単位	32,926円	3,293円	6,586円	9,878円
要介護5の場合上記に加算	800単位	8,896円	890円	1,780円	2,669円

※「サービス提供体制強化加算」の「5 0 単位」が、毎月かかります。

※ 医療保険の訪問看護を利用した場合は、日数につき1 日当たり9 7 単位の減算となります。

看護・介護職員連携強化（訪問介護員に対し痰の吸引支援等を行う場合）					
	単位	費用	1割負担	2割負担	3割負担
看護・介護職員連携強化加算	250単位	2,780円	278円	556円	834円

(2) 要支援

① 1 回毎の訪問看護利用料

令和8年 6月1日 改定

訪問時間		単位数	費用	利用者負担		
				1割負担	2割負担	3割負担
保健師 看護師	20分未満	303 + 6単位	3,436円	344円	683円	1,031円
	30分未満	451 + 6単位	5,081円	509円	1,017円	1,525円
	30分～60分 未満	794 + 6単位	8,896円	890円	1,780円	2,669円
	60分～90分 未満	1,090 + 6単位	12,187円	1,219円	2,438円	3,657円
理学療法士	1回	284 + 6単位	3,224円	323円	645円	968円
	1回20分 2回	568 + 12単位	6,449円	645円	1,290円	1,935円
	3回	426 + 18単位	4,937円	494円	988円	1,482円

※「サービス提供体制強化加算」の「6単位」が、毎回の利用料にかかります。

※利用者負担は、月毎の会計になりますので、若干金額が変わります。

※20分未満訪問は、週に1回以上20分以上のサービスを実施している場合に限りです。

※理学療法士のサービスが1日3回目以上になる場合は1回の単位数が50/100になります。

②その他の加算等

1月毎	単位数	費用	1割負担	2割負担	3割負担
看護体制強化加算	100単位	1,112円	112円	223円	334円
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600単位	6,672円	668円	1,335円	2,002円
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	574単位	6,382円	639円	1,277円	1,915円
特別管理加算（Ⅰ）	500単位	5,560円	556円	1,112円	1,668円
特別管理加算（Ⅱ）	250単位	2,780円	278円	556円	834円
専門管理加算Ⅰ	250単位	2,780円	278円	556円	834円
専門管理加算Ⅱ	250単位	2,780円	278円	556円	834円

※緊急時訪問看護加算をとっている方は、1月以内の緊急訪問で2回目以降は緊急訪問に応じて早朝・夜間・深夜の料金をいただきます。

※緊急時訪問看護加算をとっていない方に、ケアプランに入っている定期訪問以外の訪問をした場合、別途料金が発生します。

1月毎	加算率	加算内容
介護職員等処遇改善加算	1.8%	介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に加算率を乗じる

※処遇改善加算は、介護分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保を図る必要があるとの認識のもと、物価や賃金上昇等を適切に反映するための加算になります。

状況により加算される料金	単位	費用	1割負担	2割負担	3割負担
早朝訪問 6～8時	利用料の25パーセント				
夜間訪問 18～22時	利用料の25パーセント				
深夜訪問 22～6時	利用料の50パーセント				
複数名訪問看護加算30分未満	254単位	2,824円	283円	565円	848円
30分以上	402単位	4,470円	447円	894円	1,341円
長時間訪問看護加算	300単位	3,336円	334円	668円	1,001円

※特別管理加算のある方で120分を超えた訪問と、特別管理加算のない方で90分を超えた

訪問の場合は30分毎5,500円がかかります。

新規利用時・退院時	単位	費用	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算（Ⅰ）	350単位	3,892円	390円	779円	1,168円
初回加算（Ⅱ）	300単位	3,336円	334円	668円	1,001円
退院時共同指導加算	600単位	6,672円	668円	1,335円	2,002円

2. その他保険外料金

項目	料 金
通常の訪問看護料金 保険対象外の訪問	30分毎 5,500円
早朝夜間の訪問看護料金 午前5時～午前8時30分 午後5時～午後10時	30分毎 通常の訪問看護料金＋ 1,500円
深夜の訪問看護料金 午後10時～午前5時	30分毎 通常の訪問看護料金＋ 3,000円
土・日・祝日の訪問看護料金 休日の訪問看護料金	休日訪問1回につき 5,000円
死後の処置料	1回 20,000円
交通費	往復2キロ未満 250円
	往復4キロ未満 500円
	往復4キロ以上 750円
	サービス提供地域外 片道1キロあたり100円

3. 料金のお支払いについて

- ・「KCS 介護利用料口座振替サービス」を利用し、毎月月末締めとし、翌月27日にご指定の金融機関の口座から引落としさせていただきます。
- ・サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合には、全額自己負担となります。
- ・通常の事業の実施地域以外への指定訪問看護等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点から片道1キロメートル当たり100円を徴収させていただきます。